

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項														
藤井寺工科高等学校	<p>講師謝礼の支出について、所得税の源泉徴収税額に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="507 474 1605 779"> <thead> <tr> <th>実績月</th> <th>区分</th> <th>報償費</th> <th>源泉徴収税額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和6年8月</td> <td>誤</td> <td>75,000円</td> <td>7,656円</td> <td>67,344円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>75,000円</td> <td>7,657円</td> <td>67,343円</td> </tr> </tbody> </table>					実績月	区分	報償費	源泉徴収税額	差引支給額	令和6年8月	誤	75,000円	7,656円	67,344円	正	75,000円	7,657円	67,343円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【所得税法】 (源泉徴収義務) 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p>【会計事務ポータルサイト FAQ 財務会計（制度）】 タイトル：複数回実施にかかる謝礼金の源泉徴収について</p> <p>【回答】 従事した日が複数回あり、月単位でまとめて謝礼金を支払う場合は、合計支給額に税率を乗じて得られる税額を源泉徴収税額としてください。 1回ごとの税額計算で円未満を切捨てにした税額に複数回を乗じて算出した額と、合計支給額をベースに計算した場合とでは、差異が生じ、追徴が必要となる場合がありますので、十分留意してください。 (以下略)</p>
実績月	区分	報償費	源泉徴収税額	差引支給額																
令和6年8月	誤	75,000円	7,656円	67,344円																
	正	75,000円	7,657円	67,343円																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年1月16日）